

手話通訳派遣に係る費用について【2026年4月1日改訂】

(1)手話通訳報酬額の基準について

手話通訳報酬額の基準表(以下、「基準表」という。)は下表のとおりです。

時 間	一人当たりの報酬金額
2時間以内	10,000円
以降超過1時間ごと加算	3,000円

※時間とは、手話通訳者が拘束される時間です。(打ち合わせ時間含む)

- ① 上記時間について、1時間未満の端数は切り上げとします。
- ② 手話通訳者は消費税法第6条に規定する非課税取引に該当し、別表第二の社会福祉事業等によるサービスの提供等(第二種社会福祉事業)に該当するため非課税になります。

【テレビ放送等による基準】

・テレビ放送等による手話通訳者を配置する場合は、下記の特別派遣料となります。

(単発のものに限る)

時 間	一人当たりの報酬金額
2時間以内	14,000円
以降超過1時間ごと加算	5,000円

・ただし、インターネットの動画配信など不特定多数が繰り返し視聴できるものに関しては下記料金となります。

時 間	一人当たりの報酬金額
2時間以内	22,000円
以降超過1時間ごと加算	9,000円

<留意事項>

*手話通訳者決定後に、やむを得ずキャンセルする場合は、事務費 5,000 円をいただきます。なお、派遣日当日のキャンセルで通訳者が会場に向かっている場合は、1名につき1時間分の通訳料と交通費実費を請求させていただきます。

(2)宿泊を伴う場合について

手話通訳者一人一泊当たり9,800円を請求いたします。

(3)交通費等について

交通費は、基準表の金額に含まれております。

ただし、駐車料金が発生する場合の実費、また、会場が小豆島・直島などの島嶼部の場合には、船賃などの交通費の実費を請求させていただきます。ご了承ください。

(4)見積書、請求書及び領収書等について

「手話通訳者派遣申込書【行政・企業・一般団体用】」の必要書類欄にご記入ください。

(5)その他

報酬額は、基準表に基づき算定いたしますが、ご予算の都合等がありましたら、お問い合わせください。

(6)支払いについて

手話通訳派遣に係る費用については、下記口座に振り込みください。

振込先金融機関等	ひやくじゅうしきんこう おおたしてん 百十四銀行 太田支店
口座種類・口座番号	普通預金 0614767
口座名義人	こうえきしゃだんほうじんかがわけんちょうかくしょうがいしやぎょうかい 公益社団法人香川県聴覚障害者協会 りじちよう こんどう りゅうじ 理事長 近藤 龍治